

令和 6 年 2 月 2 0 日 招 集

令和 6 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 4

議案 番号	件名	備考
5 1	薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
5 2	薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 5 1 号

薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 森 満 晃

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の公布に伴い、議会等における通知等の手続を見直すほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則

薩摩川内市議会会議規則（平成16年薩摩川内市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第89条―第93条」を「第89条―第93条の2」に、「第165条」を「第165条・第165条の2」に、「第167条」を「第166条の2―第167条」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項ただし書中「を得てこれを行うことができる」を「を得なければならない」に改め、同条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第29条を次のように改める。

（投票）

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第43条第2項中「審査を」を「審査又は調査が」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「認めるときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第49条第1項及び第51条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第54条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第69条第3項及び第4項、第71条第2項並びに第72条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第73条第1項中「第31条まで」を「第30条まで、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第76条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第79条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第85条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）」を削る。

第87条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、

法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第93条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第93条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第101条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第115条及び第117条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第118条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第119条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第126条を次のように改める。

(答弁書の配布)

第126条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、法第109条第9項に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第134条中「第31条まで」を「第30条まで、第31条第1項から第3項まで」に改める。

第137条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第138条第5項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第139条第3項中「其ほか」を「そのほか」に改める。

第140条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第140条第2項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第140条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第144条中「議長が必要と認める」を削り、「その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第149条を次のように改める。

(決定の通知)

第149条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第151条中「帽子、外とう、襟巻、つえ、傘、写真機及び録音機の類を着用し、又は」を「会議の妨げになるものを」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第156条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第160条中「はできない」を「ができない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第160条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第165条の次に次の1条を加える。

(協議等の場の開催方法の特例)

第165条の2 前条の協議等の場については、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により、その構成員が開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で開くことができる。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、薩摩川内市議会委員会条例（平成16年薩摩川内市条例第306号）の例による。

第9章中第167条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第166条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうち、この規則の規定にお

- いて文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
 - 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
 - 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第85条、第139条第1項及び第140条第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
 - 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
 - 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要がある

ものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。））」とする。

（電磁的記録による作成等）

第166条の3 この規則の規定（第28条第1項（第73条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等より行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 2 号

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 5 日提出

提出者 薩摩川内市議会
議会運営委員会
委員長 森 満 晃

提 案 理 由

大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難である場合において、オンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市議会委員会条例の一部を改正する条例

薩摩川内市議会委員会条例（平成16年薩摩川内市条例第306号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。

ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

- 2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するとき、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第1項中「あらかじめ文書で申し出た者」を「前条の規定によりあらかじめ申し出た者及び」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べるすることができる。

第30条中第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。